

教育訓練現場における

知的財産権 Q & A

－ 著作権を中心として －

監修 杉本 進介（弁護士・弁理士，杉本法律特許事務所）

この小冊子は「教育訓練現場における知的財産権に関する調査研究」（調査研究報告書 No.138 2007）にある「教育訓練現場における知的財産権Q&A」から抜粋して見やすくまとめたものです。

この小冊子をご覧になり、更に詳しく他のQ&Aや関連法規や事例・判例等について知りたい場合は、調査研究報告書などを読まれることをお勧めします。

独立行政法人 雇用・能力開発機構

職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター

はじめに

訓練ニーズの多様化に伴い、指導員が担当する訓練について、全ての項目や内容において、自らの知識と技のみで教材を作成することは、非常に難しくなっています。その結果として教材を自作する際に、指導員は如何にして、外部から必要な情報を取り込んでくるのかが重要となってきました。

このときに、安易に他人が作成したものをコピーすることによりトラブルが発生しやすくなりますが、それ以外にも、本人も気が付かない間に、他者の知的財産権を侵害してしまうことがあります。

能力開発研究センターでは、平成17(2005)年度に、このような問題点について調査研究を行い、その結果を、「教育訓練現場での教材作成等に係る知的財産権の周知と対策」に関する調査研究（調査研究報告書 No.134 2006）及び「教育訓練現場における知的財産権の考え方と教材作成の方法」（調査研究資料 No.118 2006）として取りまとめました。

平成18(2006)年度は、この中にある「知的財産権Q & A」を改訂するとともに、普及版の小冊子も作成しました。これらが、職業能力開発施設の関係者に少しでも役立つことができれば幸いです。

平成19年3月
能力開発研究センター

ご利用にあたって

この小冊子は「教育訓練現場における知的財産権に関する調査研究」（調査研究報告書 No.138 2007）にある「教育訓練現場における知的財産権Q & A」から抜粋し編集したものです。

職業能力開発に従事する人を対象にしており、指導員などが、教材を自作する際に注意しなければならない点などについて中心にまとめました。

内容的には、著作権に関することについて多くとりあげていますが、指導員が共同研究を行う場合や訓練生（受講生）の制作物の扱いなどについても触れています。

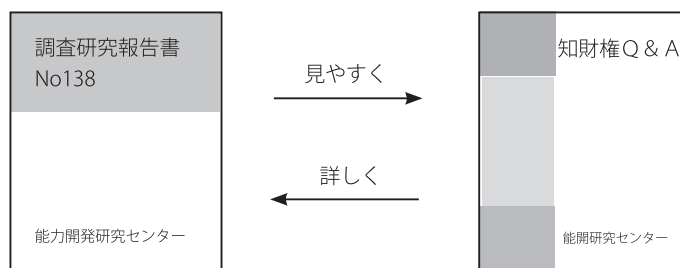
一般的に知的財産権は、非常に広範囲に係わってきますが、ここでは知的財産権について限定的に扱っています。

報告書という形態で、多くの情報を載せようと詳しくなる反面、見辛くなってしまうおそれがあります。内容を絞り、見やすくするという観点から、このような小冊子を作成しました。

この小冊子をご覧になり、他のQ & Aや関連法規やどのような事例・判例があるか等について知りたい場合は、「教育訓練現場における知的財産権に関する調査研究」（調査研究報告書 No.138 2007）をご覧ください。

さらに詳しくお知りになりたい場合は、市販の専門書などでお調べください。

また、具体的な問題が生じるような場合には、法律の専門家に相談されるか、相談窓口のある関係団体へ問い合わせることをお勧めします。



質問項目・判例解説目次

1. 引用・複製の範囲

- Q 01 「引用」、「複製」、「転載」の意味は、各々違うものなののでしょうか？ － 6
- Q 02 他人が作成した文章、写真、絵を用いて教材を自作する場合など、どのような点に留意すればよいのでしょうか？ － 7
- Q 03 著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で著作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようですが、一定の条件とはどのようなことですか？ － 8
- Q 04 テレビ番組を録画して教材として利用することができますか？ － 9
- Q 05 定期試験などの試験問題作成のときに著作権がどのように影響するのでしょうか？ － 10
- 判例 1 小学国語テスト問題事件 － 11

2. ソフトウェアの取扱い

- Q 06 リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録葉書は施設名義で出すべきかリース会社名義で出すべきでしょうか？ － 12
- Q 07 訓練生（受講生）が訓練（授業）中に作成したプログラムの著作者は誰になるのでしょうか？ － 13
- Q 08 ソフトウェア業者にソース言語の提供を受けて改良し、使いやすくしたものを業者にも提供する場合、どのような点に留意すればよいのでしょうか？ － 14
- 判例 2 ときめきメモリアル事件 － 15

3. インターネット利用上の注意

- Q 09 インターネット上のホームページの文章・写真・イラストをプリントアウトして訓練生（受講生）に配布してもよいのでしょうか？ － 16
- Q 10 当能力開発施設のホームページに、他施設のホームページのリンクを無断で張ってもよいのでしょうか？ － 17
- 判例 3 書籍要約無断掲載事件 － 18

4. 知っておきたい基本的な知識

Q 11 著作権を得るために、手続きが必要になるのですか？ － 19

Q 12 著作権が保護されるのは、どれくらいの期間なのですか？ － 20

判例 4 ローマの休日事件 － 21

5. 産業財産権にかかる事例

Q 13 当施設の研究発表会において、発表を聞いていた民間企業の参加者から、「当該研究発表は、すでに他の企業から特許申請（取得）済みではないのか」との指摘があったとき、どのように対応すればよいのでしょうか？ － 22

Q 14 企業との共同研究に能力開発施設側から参画し、成果として特許申請を行うこととなったが、発明者の所属や氏名の扱いについてどのように対処すべきか？ － 23

Q 15 企業との共同研究において、当施設の指導員が製品のデザインを担当し、完成した作品を、企業側がコンテストに応募したところ、賞を受賞しました。この作品の商標権、意匠権等は企業側が取得した場合、デザインを担当した指導員の扱いをどうしたらよいのでしょうか？ － 24

判例 5 ポパイ商標事件 － 25

略語について

このQ & A集の以下の用語については、略語で表記しています。

用語	略語
判例時報	判時
最高裁判所民事判例集	民集
最高裁判所判決	最判
高等裁判所判決	高判
地方裁判所判決	地判

Q₀₁ 「引用」、「複製」、「転載」の意味は、各々違うものなのでしょうか？

A はい、違います。「引用」とは、自己の著作物中に他人の著作物を使用することをいいます。

「複製」とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいいます。

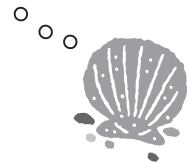
「転載」とは、著作物の全部または一部をそのまま掲載することをいいます。

著作権者は、その著作物を「複製」する権利を専有しています。そのため、第三者がその著作物を複製するには、原則として著作権者の許諾が必要となります。

しかし、著作権法は、一定の場合に、例外として著作権が制限される場合を定めており、その場合は、著作権者の許諾を得なくても著作物の「複製」をすることができます。

「引用」と「転載」もその著作権が制限される場合の例外の一つです。

複製権は、著作権に含まれる権利の中で最も基本的な権利です。



引用・複製・転載

引用	自己の著作物中に他人の著作物を使用することです。著作権法は、特に著作権者の許諾がなくても、公表された著作物は、引用して利用することができますとしています。ただし、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で行われるものでなければならないとされています。なお、試験問題に著作物を利用する場合、通常その出所を明示する慣行がある場合が多いので、著作物の出所の明示をしておく必要があります。
複製	印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいいます。複製には、放送の録音、録画や、図面に従って建築物を完成することも含まれます。
転載	著作物の全部または一部をそのまま掲載することです。著作権法は、国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができますとしています。ただし、この「転載」については、これを禁止する旨の表示がある場合は許されません。

Q₀₂ 他人が作成した文章、写真、絵を用いて教材を自作する場合など、どのような点に留意すればよいでしょうか？

A 他人が作成した文章、写真、絵が著作物の場合、原則としてその他人の承諾を得ることが必要です。また、写真の中に著作物が写っている場合は、その著作物の著作者の承諾も必要になります。

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものを「著作物」といいます。

具体的には、言語の著作物、音楽の著作物、舞踊、無言劇の著作物、美術の著作物、建築の著作物、地図、図形の著作物、映画の著作物、写真の著作物、プログラムの著作物などがあります。

質問の、他人が作成した文章は創作性があれば言語の著作物に、写真は写真の著作物に、絵は美術の著作物にそれぞれ該当します。

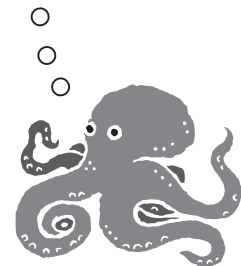
ところで、著作権者は、その著作物を複製する権利を専有します。したがって、著作物について、著作権者でない第三者が勝手にコピー等の複製をすることはできません。そこで、著作権者でない第三者がコピー等の複製をして著作物を使用したい場合は、著作権者の承諾を得なければなりません。

このように、他人が作成した文章、写真、絵を「コピー」などして使用する場合は、原則として、承諾を得ることが必要です。また、他人の写真の被写体に独立した著作権が認められる場合は、その被写体の著作権者の承諾も得る必要があります。

著作物の例示

1	小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
2	音楽の著作物
3	舞踊又は無言劇の著作物
4	絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
5	建築の著作物
6	地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
7	映画の著作物
8	写真の著作物
9	プログラムの著作物

著作権者の承諾を
忘れずに。



Q⁰³ 著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件下で著作権者の許諾を得なくても著作物を複製できるようですが、一定の条件とはどのようなことですか？

A 一定の条件とは、「学校その他の教育機関において教育を担当する者」が行うこと、「その授業の過程における使用に供することを目的とする場合」であること、「必要と認められる限度において」行われること、「公表された著作物」であることです。

著作権法第35条は、学校教育が国民の教育の権利義務という基本的人権にかかわる重要な問題であることに鑑み、学校教育の現場において、より良い授業のためのより良い教材の提供が可能となるように、学校その他の教育機関において教育を担当する者が、一定の要件のもとで、著作物の複製を認めたものです。

このように、公益上の理由から著作権の一定の制限を認めたものですから、それは著作権者の利益と衝突しない必要と認められる限度でなければなりません。まず、「学校その他の教育機関において教育を担当する者」が行うことが必要です。ここで学校その他の教育機関は、営利を目的としないものをいいます。また、「学校」とは学校教育法上の学校をいいます。

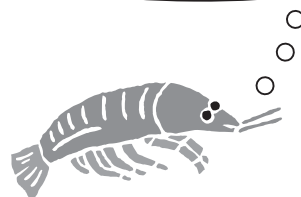
つぎに、「その授業の過程における使用に供することを目的とする場合」であることが必要です。したがって、将来使用するかもしれないとか、具体的な授業に関係なく複製することはできません。さらに、「必要と認められる限度において」おこなわれることが必要です。

したがって、必要箇所以外を無闇にコピーしたり、生徒の数以上に不必要に大量にコピーするようなことは認められません。なお、複製できるのは、「公表された著作物」でなければならないので、未公表のものはコピーできません。

以上のような場合に複製することができることになります。

しかし「当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には複製することが認められなくなります。

公共職業能力開発施設も「学校その他の教育機関」として考えられています。



Q₀₄ テレビ番組を録画して教材として利用することができますか？

A 自分の担任する訓練（授業）の中で使用する場合に限って、しかも原則として1部に限り録画して教材として利用することができます。

訓練（授業）を超えて利用する場合や、複数部録画する場合は、許諾を得ておく必要があります。

テレビ番組を録画する場合、番組全体が著作権隣接権の対象となるので、原則として全体について著作権隣接権を有する放送局の了解を得る必要があります。

また、番組中の部品としてのそれぞれの画像、音楽、レコード、実演などについても、著作権や著作権隣接権を有する人々の了解を得る必要があります。

このように、テレビ番組を勝手に録画することはできませんが、営利を目的としない学校その他の教育機関においては、一定の要件のもとで、特にこれらの著作権者や著作権隣接権者の了解を得ることなく録画できる場合があります。

すなわち、教育を担当する者が、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合に、必要と認められる限度において複製が認められています。

ここで、「その授業の過程における使用に供することを目的とする場合」とは、授業を担当する者が、その担任する授業の一環としてその授業の中において、その担任する生徒に対して使用することを目的とする場合をいいます。

したがって、他の指導員に使用させることを目的として録画することはできません。

なお、「必要と認められる限度において」認められるにすぎませんから、特に配布を予定したものではない以上、原則として録画できるのは1部に限られます。

自分が担任する訓練であれば1部のみ録画して教材として使用できます。



Q₀₅ 定期試験などの試験問題作成のときに著作権がどのように影響するのでしょうか？

A 試験問題の作成にあたって利用しようとするものに、他人の著作権が認められる場合は、著作物の複製が問題となります。

その場合は、目的上必要と認められる限度として認められる試験問題としての複製と言えるかが問題となります。

試験問題を作成するにあたって、他人の文章や既存問題集を利用する場合、その他人の文章や既存問題集に著作権が認められる場合は、複製が問題となります。

小説等の他人の文章の場合はもちろん、既存の問題集の場合でも、単純な足し算引き算は別として、文章問題などの場合は著作物と認められます。

また、個々の問題が著作物と認められない場合でも、一連の問題集として、その選択、配列に創作性が認められれば編集著作物として著作権の保護の対象となります。

このように他人の文章や既存の問題集に著作権が認められる場合に、それを複製しようとする場合は、著作者の許可が必要となるのが原則です。

ただし、著作権法は、一定の場合に著作権が制限される場合を規定しており、試験問題としての複製もその一つとして定められています。特に、試験問題に著作物を利用することについて事前に著作者の許可を得ることは、問題が試験前に外部に漏れるおそれがあるので、その著作権の制限の意味は大きいのです。

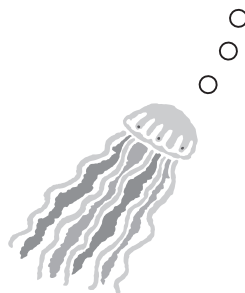
公表された著作物は、入学試験その他、人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製することができます。

複製することが認められるのは目的上必要と認められる限度ですから、試験問題と関係ない部分まで複製したり、試験を受ける者の人数以上に複製することは許されません。

また、認められるのは当該試験又は検定の問題として複製することですから、参考書や問題集のために複製することは当然認められません。

なお、試験問題に著作物を利用する場合、通常その出所を明示する慣行がある場合が多いので、著作物の出所の明示をしておく必要があります。

他人の著作物を利用するときは、必要と認められる限度内で利用してください。



判例 小学国語テスト問題事件

例1 (東京地判平成15年3月28日、判時1834号95頁)

概要

検定教科書に掲載された著作物の著作者らが、著作物を教科書に準拠した国語テストに掲載したものに対し、販売の差止めと損害賠償を求めた事件。

論点

- ①小学校用国語科検定教科書に掲載された著作物を、当該教科書に準拠した国語テストに掲載することは「引用」にあたるか
- ②国語テストに掲載することが著作権法第36条1項に規定する試験問題としての複製にあたるか

判決

「引用」といえるためには、両著作物間に、引用する側の著作物が「主」であり、引用される側の著作物が「従」である関係が必要であると、本件では所定の引用に該当しないとしました。

また、著作権法第36条1項の「試験又は検定」とは、当該著作物の複製について、あらかじめ著作権者の許諾を受けることが困難であるような試験、検定をいうので、本件の場合、試験又は検定の問題としての複製に該当しないとしました。

コメント

本件判決は、国語テストの秘密性の有無という観点から、36条1項にいう「試験又は検定」にあたるか検討しています。

しかし、本件で問題となった国語テストは、試験を実際に実施するものが作成したものではなく、実際に実施するものに提供する目的で作成されたものであることから、そもそも36条の適用はないとの考え方もあります。



著作権法第三十六条（試験問題としての複製等）
公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

Q₀₆ リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録葉書は施設名義で出すべきかリース会社名義で出すべきでしょうか？

A リース契約およびソフトウェア使用許諾契約の内容によりますが、通常、実際の使用者である施設名義で登録します。

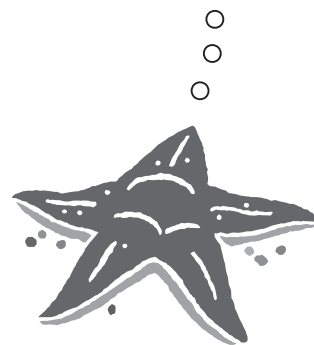
ソフトウェアとともにコンピュータをリースで購入する場合、通常ファイナンス・リース契約である場合が一般的です。いわゆるファイナンス・リース契約は、ユーザーが販売店と折衝のうえ選択したリース物件を、自ら購入するのに代えて、リース業者に購入させ、リース業者との間でリース契約を締結してその使用・収益をする一方、リース業者にリース料を支払うものです。

したがって、形式的には所有権はリース業者にあり、ユーザーとリース業者との間は賃貸借の形を採ることとなります。しかし、このようなソフトウェアのリースについては、問題が指摘されています。

すなわち、著作権法は、プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において使用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案をすることができると規定しています。しかし、リースを受けている者は所有者にあらず、リース業者も所有者であるとしても自ら使用するものに該当しません。

したがって、いずれの者も使用するために必要と認められる限度の複製又は翻案ができなくなってしまう。そこで、このような不都合を回避するために、ファイナンス・リースはリース業者がユーザーに金融の便宜を供与するにすぎず、実質的所有者はユーザーであるとか、著作権法第47条の2第1項の「所有者」とは「複製物を使用する権原を取得した者」と解すべきだ等の指摘がなされています。

通常、実際の使用者である施設名義で登録します。



Q₀₇ 訓練生（受講生）が訓練（授業）中に作成したプログラムの
著作権は誰になるのでしょうか？

A 訓練生（受講生）が創作した場合は、訓練生（受講生）が著作権となりますが、指導員の具体的な指示により作成されたもので、実質上指導員が職務上作成したプログラムとみなされるときは、原則として指導員の所属する能力開発施設が著作権となります。

訓練生（受講生）に著作権が認められる場合は、その扱いに注意が必要です。

著作権法上、著作権とは著作物を創作する者をいいます。したがって、訓練生（受講生）が訓練（授業）中に作成したプログラムも、訓練生（受講生）が創作したものとみなされる場合は、訓練生（受講生）が著作権となります。

もっとも、能力開発施設の訓練（授業）などでは、プログラム作成についての指導員の指示が具体的であり、それにもとづいて訓練生（受講生）は単なる手足のごとく作成するにすぎない場合もあります。このような場合は、訓練生（受講生）がプログラムを創作したとはいえず、むしろ指導員が創作したといえます。

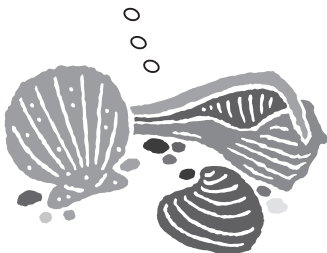
ところで、法人その他使用者の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作権は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めが無い限り、その法人等とされています。

この場合、契約、勤務規則その他に別段の定めがあってはならず、また、法人等が自己の著作の名義の下に公表するものでなければなりません。

ただし、著作物の中でも、プログラムの著作物の場合は、他の著作物と異なり、法人等が自己の著作の名義の下に公表するとの要件は不要です。

したがって、指導員の具体的な指示により作成されたもので、実質上指導員が職務上作成したプログラムとみなされるときは、原則として指導員の所属する能力開発施設が著作権となります。

訓練生が創作した場合は訓練生が、実質上指導員が職務上作成した場合は、原則として能力開発施設が著作権となります。



Q⁰⁸ ソフトウェア業者にソースコードやオブジェクトコードの提供を受けて改良し、使いやすくしたものを業者にも提供する場合、どのような点に留意すればよいでしょうか？

A 改良について業者から許諾を得ておくことと、改良したソフトウェアの第三者による使用許諾について留意してください。

プログラムとは電子計算機を機能させて一つの結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいいます。

ここで表現したものは、ソースコード（ソースプログラム、ソース言語によるプログラム）だけではなく、オブジェクトコード（オブジェクトプログラム、マシン語によるプログラム）も含まれますので、ソフトウェア業者から提供されたソースコードやオブジェクトコードは、ソフトウェア業者のプログラムの著作物に当たります。

このように、ソースコードやオブジェクトコードはソフトウェア業者の著作物ですから、これを使いやすくするために改良することは翻案となります。

したがって、第三者が勝手に改良することは、著作権侵害となります。このことから、改良にあたっては、ソフトウェア業者の許諾を受けておく必要があります。

なお、翻案により、改良されたプログラムは、二次的著作物となります。二次的著作物の原著作物の著作権は、二次的著作物の利用に関し、二次的著作物の著作権者が有するものと同一の種類の権利を有しますので、ソフトウェア業者が改良したソフトウェアに対して複製権等を有することは問題ありません。

しかし、二次的著作物の著作権も当然その二次的著作物に対する著作権を有することから、業者が改良ソフトを新たに販売する場合は、購入者がそれを使用しようとする、二次的著作物の著作権を侵害することになるので、二次的著作物の著作権たる改良者の許諾も必要となります。

ソフト業者との間で、改良されたソフトの第三者による使用許諾を定めておく必要があります。



判

ときめきメモリアル事件

例2 (最判平成13年2月13日、民集55巻1号87頁)

概要

シミュレーションゲームソフトについて、パラメータを本来予定していない数値に置き換えるデータを収めたメモリーカードの使用は、そのゲームソフトの作者の同一性保持権を侵害するかが争われました。

論点

- ①単にパラメータを変更することが、ゲームソフトの同一性保持権を侵害するか
- ②メモリーカードを使用せず、単に輸入、販売したものに対し、同一性保持権侵害を理由に損害賠償の請求ができるか

判決

本件メモリーカードの使用によって、主人公の人物像が改変されるとともに、ストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され、ストーリーの改変をもたらすから、本件メモリーカードの使用は、本件ゲームソフトを改変し、作者の同一性保持権を侵害するとしてしました。

また、本件ゲームソフトの改変のみを目的とする本件メモリーカードの輸入などの行為は、本件ゲームソフトの同一性保持権を侵害するとしてしました。

コメント

一審判決は、メモリーカードに収められたデータは、ゲームソフトのプログラム自体を書き換えるものではないから、本件ゲームソフトが予定しているストーリーを改変するものではないと判断しました。

これに対し、最高裁は、前述のように、本件メモリーカードの使用によって、主人公の人物像が改変されるとともに、ストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され、ストーリーの改変をもたらすから、ゲームソフトを改変するものと判断しました。



著作権法第二十条（同一性保持権）

著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

Q₀₉ インターネット上のホームページの文章・写真・イラストをプリントアウトして訓練生（受講生）に配布してもよいでしょうか？

A 営利を目的としない学校その他の教育機関（公共職業能力開発施設も含む）において、授業（訓練）で使用するためであれば、必要と認められる限度という制限つきで配布することができます。

著作権法は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と規定し（法2条1項1号）、どのような媒体によって記録、表示されるかについては何ら限定していません。

インターネット上のホームページに表示された文章・写真・イラストも紙等の媒体に表示された著作物と同様に、著作物として保護されます。

したがって、それらをプリントアウトすることは原則として複製権の侵害となりえます。

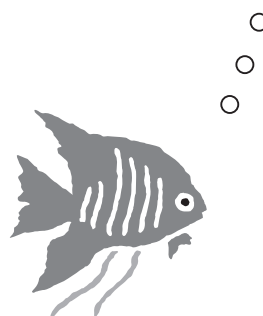
学校その他の教育機関においては「教育を担任する者」が授業の過程で使用するために必要と認められる限りで公表された著作物を複製することができますが、著作権者の利益を不当に害しない場合でなければなりません。

すなわち、「授業の過程における使用に供することを目的」とする場合でなければなりません。

「授業の過程における使用」には、授業そのものに使用するほか、学校行事やクラブ活動、ゼミなどが含まれますが、授業と無関係のものは含まれません。

また、著作物の種類、用途、その複製の部数、態様から著作権者の利益を不当に害しない場合でなければなりません。

著作権侵害となるかもしれないので、不明の場合は、ホームページの著作者に確認を取っておく必要があります。



Q₁₀ 当能力開発施設のホームページに、他施設のホームページのリンクを無断で張ってもよいでしょうか？

A リンクを張ること自体は、必ずしも著作権侵害とはなりません。しかし無断でリンクを張ることは、好ましくありません。

ホームページに他のウェブサイト（ホームページ）のアドレス（URL、Uniform Resource Locator）をHTML言語（ハイパー・テキスト・マークアップ・ランゲージ）で埋め込んでおくと、その部分をクリックすることにより、自動的に当該アドレスのウェブサイトにジャンプして表示することができます。

これをハイパー・リンクといい、ハイパー・リンクを設定することをリンクを張るといいます。

リンクを張るにはアドレスのURLをコピーすることにより簡単に行うことができます。

必ずしも著作権侵害になりませんが、リンク先の了解をとるか、リンク先に連絡をしておくべきです。



このコピーしたURLをクリックすることで他のウェブサイトを表示することができるので、あたかも自分のホームページの中で他人のウェブサイトの画面をコピーしたのと同じような状態となります。

しかし、コピーするのはあくまでアドレスのURLであり、単なるアドレスのURLは著作物とはいえません。URL部分をクリックすることで他のウェブサイトを表示できるといっても、一旦リンク元のウェブサイトの接続を切断し、リンク先のウェブサイトに接続しなおしているにすぎないのであり、自分のホームページに他人のホームページの画面をコピーしているわけではありません。したがって、リンクを張ることが直ちに著作権侵害となるわけではありません。

このように、著作権侵害となるわけではありませんが、リンクを張ろうとするホームページに「リンクを張ることを禁止します。」等の表示がある場合は、勝手にリンクを張るべきではありません。また、そのような表示がない場合でも、リンクを張る場合は、通常リンク先の了解、あるいは少なくともリンク先に連絡をしておくことが、インターネットを利用する上でのマナーあるいはエチケットです。

判

例3 書籍要約無断掲載事件

(東京地判平成13年12月3日、判時1768号116頁)

概要

ビジネス書籍等の著作者らが、インターネットのホームページ上に、ビジネス書等の要約文紹介サイトを開設し、会員を募って要約文のメールサービスをしていた会社に対し、その差止めと損害賠償を請求しました。

論点

- ①インターネットによる著作権侵害
- ②本件要約文が、原著作物の翻案なのか引用なのか

判決

被告の作成した書籍要約文は、10行程度の書籍紹介文章を付した上で、それ以外は書籍の文章に改変、修正を施し、また各書籍の文章のポイントと思われる部分を抜き書きして、その内容の要約としたにすぎないものであり、各書籍を翻案したといえるとなりました。

また、各書籍要約文においては、被告が各書籍を紹介する表現部分はおくわずかしがなく、被告の行為が「引用」に該当しないとしました。

コメント

本件に関連して、著作者らはプロバイダーに対しても訴訟を提起しましたが、和解がなされています。

しかし、プロバイダーに対し著作権侵害を問うのは難しく、不法行為に基づく損害賠償については、プロバイダー責任法（特定通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）により特則が定められています。



著作権法第三十二条（引用）

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

Q₁₁ 著作権を得るために、手続きが必要になるのですか？

A 著作者については、著作物の創作と同時に著作権を取得するので、特別な手続は必要ありません。

ただし、他人の著作権を得るには、譲渡を受ける必要があります、それを第三者に対抗するには、登録する必要があります。

自己の著作物であれば問題はありませんが、他人の著作物の著作権の譲渡を受ける場合は、第三者に対抗する場合を考えて、登録をしておいた方がよいでしょう。

著作権の享有や行使に一定の方式を必要とするかいないかについて、いかなる方式も必要としないという無方式主義と、登録等一定の方式を必要とする方式主義とがあります。

ベルヌ条約は無方式主義を規定しており、我が国はベルヌ条約に加盟しているので、無方式主義を採用しています。したがって、著作者が著作権を取得するには、登録などのいかなる方式も必要とせず、著作物の創作と同時に著作権を取得することになります。著作者が著作権を得るためには、特別な手続は必要ありません。

なお、他人の享有する著作権を得るためにはその譲渡を受ける必要があります。もっとも、民法の契約自由の原則により、譲渡を受けるために特に決まった方式はありません。一般の財産権と同様通常の譲渡契約によることになります。ただし、著作権の移転又は処分については、登録しなければ第三者に対抗することができないとされていますので、譲渡を受けたことを第三者に対抗するには、一定の登録をする必要があります。

著作権の移転の登録は、原則として文化庁に対して行います。ただし、プログラムの著作物の移転の登録については、特別に、財団法人ソフトウェア情報センターに対して行うことになります。

自分が創作した場合は、特別な手続は必要ありません。



Q₁₂ 著作権が保護されるのは、どれくらいの期間なのですか？

A 著作権の保護期間は、原則として、著作者が著作物を創作したときから著作者の死亡後50年を経過したときまでです。

ただし、著作物の種類により、別途保護期間が定められているものもあります。

著作権は、保護期間として一定の存続期間が定められています。これは、著作者に権利を認めて保護することが大切である一方、永久にその著作物が利用できなくなるとすると、文化の発展が著しく阻害されることになるので、その両者の調和をはかったものです。

著作権の保護期間は、著作権法で別段の定めがある場合を除き、原則として、著作者が著作物を創作したときに始まり、著作者の死後50年を経過するまで存続します。

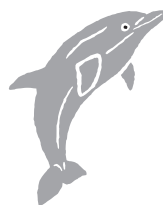
別段の定めとしては、まず、無名又は変名の著作物の保護期間の規定があり、この場合は、著作物の公表後50年を経過するまでです。ただし、公表後50年以内であっても、著作者の死後50年を経過していることが明らかであれば、その時点までとなります。次に、団体名義の著作物の保護期間の規定があり、この場合も、著作物の公表後50年を経過するまでです。ただし、創作後50年以内に公表されなかったものは、創作後50年を経過するまでとなります。

また、映画の著作物の保護期間としては、公表後70年（創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年）と定められています。

これらに対し、著作者人格権は一身専属権なので、著作者の死亡により当然に消滅しますが、著作物を公衆に提供し、または提示をするものに限り、著作者の死後も著作者人格権の侵害となるような、公表権、氏名表示権、同一性保持権を侵害する行為を行うことはできないとされています。

なお、保護期間の計算方法は、計算を簡単にするため、すべての期間は、死亡、公表、創作した年の翌年の1月1日から起算することになっています。

原則として、著作者が著作物を創作したときから著作者の死亡後50年を経過した時までです。



判

例4 ローマの休日事件
(東京地判平成18年7月11日、HP掲載)

概要

米国パラマウントピクチャーズが、「ローマの休日」および「第17捕虜収容所」を複製したDVDを製造頒布していたものに対し、その差止めを求めました。

論点

- ①映画の著作物の保護期間
- ②本件映画に改正法が適用されるか

判決

映画の著作物の保護期間については、平成15年改正前の著作権法によると公表後50年とされていましたが、改正により公表後70年とされ、同法は平成16年1月1日から施行されることとなりました。しかし、本件映画の保護期間の終期の計算については、本件映画が公表された翌年の昭和29年から起算し、50年目にあたる平成15年が経過するまでの間存続することになるので、その末日の終了をもって、満了するとなりました。

結局、本件映画の著作権は、改正前の著作権法によれば、平成15年12月31日の終了をもって存続期間が満了するから、本件改正法が施行された平成16年1月1日においては、改正前の著作権法による著作権は既に消滅しているとしました。

コメント

映画の著作物の保護期間が改正されたのは、一説には昭和28年公表の映画の保護期間を延長させるためとの考え方もあります。

実際、文化庁長官官房著作課の解説書には、昭和28年公表の映画の著作物にも保護期間を70年とする改正法が適用されると明記されていました。

これは、平成15年12月31日午後12時は、平成16年1月1日午前零時と重なるとの考えに基づくものでした。

しかし、裁判所は、著作権法は年によって期間を定め期間はその末日の終了をもって満了するとされているので、時間をもって平成15年12月31日午後12時と平成16年1月1日午前零時と同じとする考えは妥当でないとしました。



著作権法第五十四条（映画の著作物の保護期間）

映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年（その著作物がその創作後七十年以内に公表されなかったときは、その創作後七十年）を経過するまでの間、存続する。
(平十五法八五・1項一部改正)

Q¹³ 当施設の研究発表会において、発表を聞いていた民間企業の参加者から、「当該研究発表は、すでに他の企業から特許申請（取得）済みではないのか」との指摘があったとき、どのように対応すればよいでしょうか？

A その場で直ちに特許済の内容と同一であると判断できるのであれば、すみやかに当該発表を中止しなければなりません。

直ちに判断できない場合は、発表後に特許済の内容と同一か否かを検討し、同一であることが判明したら、発表を取消す等の事後処置を行ってください。

特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有します。ここで、業として実施するとは、個人的・家庭的な実施以外のものを指し、営利事業に限られないので、大学や学校の研究、授業等における実施も含まれます。

なお、試験又は研究のためにする実施には特許権の効力が及びませんが、ここでいう試験又は研究のためとは、当該特許の特許性の調査、改良・発展を目的とする試験等に限定され、それを直接目的としない大学等の研究は含まれないのが通常です。

ところで、単に技術内容を発表するだけでは、特許法に定める特許の実施に該当しません。しかし、研究発表のために実験等がなされていれば、当該実験は、特許の実施になりえます。

したがって、研究発表の内容が、本当に特許発明の内容と同一であるとする、研究発表のために行った実験等は特許権侵害行為となります。

ただし、特許権の内容は、特許出願願書に添付した特許請求の範囲に記載された、文言で示された内容であるのに対し、侵害対象となる実施行為は、具体的な技術内容です。したがって、両者が抵触するか否かは、必ずしも明確でない場合が多く、その抵触性については専門家の意見を聴いて慎重に判断する必要があります。

研究内容に関連ある技術内容については、事前に特許庁のホームページなどで特許内容を調べておくとい良いでしょう。



Q¹⁴ 企業との共同研究に能力開発施設側から参画し、成果として特許申請を行うこととなったのですが、発明者の所属や氏名の扱いについてどのように対処すべきでしょうか？

A 企業との共同研究に関しては、それについて取り扱う特別の部署を設け、そこにおいて詳細な規定を定めるとともに、その規定に基づき、企業との間で、特許申請に際し、特許権者をどうするか発明者の扱いをどうするか等について、あらかじめ定めておくべきです。

企業との共同研究を実施するにあたって、その成果物をどのように扱うかについては、通常、企業との間であらかじめ具体的な規定を定めておくのが一般的です。

企業との間で規定を定め、それによって対処すべきです。



特に、昨今の国立大学の独立行政法人化や産学連携の推進により、文科系の大学では、産学連携センターや、産学共同センター等の名称で、産学連携推進のための組織を立ち上げ、そこにおいて、企業との共同研究を実施するにあたっての取決め、知的財産権の取扱い等について、詳細な規定を設けるようになっており、これに基づいて、各企業との間で具体的な取決めを行っています。

知的財産権の取扱いについては、例えば、大学における知的財産権の帰属に関する基本的考え方を明らかにするとともに、発明の届出、特許性の評価、成果物の管理等について規定を設け、それにもとづいて、企業との間で、出願をどうするか、共同特許とするのかそれともどちらかの特許とするのか、発明者の扱いをどうするか等についての取決めがなされています。

このような取決めがなされていないと、結局、特許申請に際して生じる諸々の問題の解決がつかなくなってしまう。

Q¹⁵ 企業との共同研究において、当施設の指導員が製品のデザインを担当し、完成した作品を、企業側がコンテストに応募したところ、賞を受賞しました。この作品の商標権、意匠権等は企業側が取得した場合、デザインを担当した指導員の扱いをどうしたらよいのでしょうか？

A 対策として、企業との共同研究を行うに際し、企業との間で、共同研究の実施要綱、成果物の取扱い、産業財産権の申請、権利の帰属、実際に寄与した者の取扱いなど、具体的な規定をあらかじめ定めておいて、それに基づいて、指導員の扱い等を具体的に決めることが必要です。

商標とは、文字、図形、記号若しくは立体形状若しくはこれらの結合またはこれらと色彩との結合であって、業として商品または役務に使用するものをいいます。また、意匠とは、物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいいます。

さらに、著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいいます。

このうち意匠と著作物との関係で、工業製品が意匠の対象になるとして、工業製品のような応用美術が著作物となるかは争いがありますが、一般には、美術著作物としての創作性があるかによって、著作物となりうると解されています。

また、平面的にせよ立体的にせよデザインが商標となりうることは問題がありません。

質問のデザインの場合、コンテストで受賞する程ですから、著作物性が認められる場合が多いと解されます。その場合、企業との共同著作物となるのか、指導員の単独著作物となるのか、また、職務著作との関係はどうなるのか等さまざまなことが問題となりえます。

また、企業との関係でも、成果物の扱いをどうするのか、意匠や商標などの産業財産権の申請をどうするのか、その場合の権利帰属をどうするのか、権利取得できた場合に実際に担当した者の扱いをどうするか等の問題が生じます。

企業との間で具体的な規定をあらかじめ定めておくべきです。



判例 ポパイ商標事件

例5 (最判平成2年7月20日、判時1356号132頁)

概要

ポパイの文字と漫画からなる登録商標の商標権者を譲り受けた者が、漫画ポパイの著作権者から複製の許諾を得てポパイの文字からなる標章を使用していたものに対し、差止めと損害賠償を求めました。

論点

- ①商標権侵害の主張と権利濫用
- ②商標権と著作権との抵触

判決

まず漫画と文字の標章については、商標法29条は、商標権が著作権と抵触する場合は、商標としての使用ができないのみならず、差止等を求めることもできない規定と解すべきだとしました。

次に、文字のみの標章についても、「ポパイ」の人物像および人物像と不可分一体の「ポパイ」なる語は、日本国内を含む全世界に定着し、世人に親しまれてきたものというべきであるとししました。

そしてそれを前提として、本件商標も、「ポパイ」の漫画の主人公の観念、称呼を生じさせる以外の何ものでもないといわざるをえないから、本件商標権侵害の主張は権利濫用とししました。

コメント

本件では、「ポパイ」の漫画と文字の結合標章については、商標と著作権との抵触の場合を定めた商標法29条を適用し請求を棄却しました。

文字標章のみについては、著作権の抵触という概念が生じないから29条の適用はできないとしましたが、権利濫用という構成で商標権者の請求を退けました。

もっとも漫画と文字の結合標章の場合も、具体的にどの著作物の複製にあたるのか、文字をも含めて複製といえるのか等の問題がないわけではないので、この場合も、一貫して権利濫用とすることもできたといえます。



商標法第29条（他人の特許権等との関係）

商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、指定商品又は指定役務についての登録商標の使用がその使用の態様によりその商標登録出願の日前の出願に係る他人の特許権、実用新案権若しくは意匠権又はその商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触するときは、指定商品又は指定役務のうち抵触する部分についてその態様により登録商標の使用をすることができない。

質問項目の一覧（調査研究報告書）

この一覧は、調査研究報告書（No. 138 2007）のものであり、本小冊子では、そこから抜粋・編集しています（網掛部）

1. 引用・複製の範囲

Q01	他人が作成した文章、写真、絵を用いて教材を自作する場合、どのような点に留意すればよいか	7
Q02	自分が勤務する能力開発施設の訓練内容が雑誌に掲載された場合、この雑誌から該当箇所を大量にコピーして、当該施設の訓練生（受講生）や職員に配布することが可能か	
Q03	自分で人気漫画のキャラクターを描いて教材に取り込むことについて、著作権はどのように影響するのか	
Q04	著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で作者の許諾を得なくても著作物を複製できるのだが、一定の条件とはどのようなことか	8
Q05	引用、複製、転載の意味は、各々違うものなのか	6
Q06	市販図書の一部を訓練（授業）で用いるため必要な部分をコピーし、訓練生（受講生）に配布することは著作権の侵害に当たるのか	
Q07	能力開発施設の教材として購入した製品の技術資料、マニュアルが足りないのをこれをコピーして訓練生（受講生）に配布してもよいのか	
Q08	教材として作成したテキストを、企業に頼まれて出張授業、有料セミナー、講演等に使うことができるのか	
Q09	テレビ番組を録画して教材として利用することができるのか	9
Q10	定期試験などの試験問題作成のときに著作権がどのように影響するのか	10
Q11	県の広報課が作成したパンフレットから写真をイメージスキャナを用いて取り込むことは著作権の侵害に当たるのか	
Q12	引用または参考にしようとしている文献の著作権の所在が不明な場合、どのような点に留意すればよいのか	
Q13	他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか	
Q14	出所の明示義務違反をした場合、罰則規定はあるのか。	

＊）Q番号は調査研究報告書のものであり、本小冊子のQ番号とは異なる。また右の数は本小冊子の頁番号である。

2. ソフトウェアの取扱い

Q15	自作のソフトウェアにも著作権があるのか	
Q16	ソフトウェアに関する教材の作成においては、画面のコピーを使うだけでも著作権侵害になるのか	
Q17	ソフトウェアを作成する際、市販の図鑑から写真を取り込む場合、どのような点に留意すればよいのか	
Q18	複数の市販ソフトウェアを1枚のCDにまとめて保存したものを使うことができるのか	
Q19	他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合、どのような点に留意すればよいのか	
Q20	友人から譲り受けたソフトウェアが違法コピーであることを知りながら訓練（授業）で使用した場合、どのような問題があるのか	
Q21	予算の都合で半分しかバージョンアップできないソフトウェアについて、残りは次年度の予算で購入する見通しなので、今年度は残りの分についてはバックアップ用のソフトウェアを使用してもよいのか	
Q22	リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録葉書は能力開発施設名義で出すべきかリース会社名義で出すべきか	12
Q23	能力開発施設で購入したソフトウェアを職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールしてもよいのか	
Q24	能力開発施設で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用してもよいのか	
Q25	ソフトウェア業者にソースコードやオブジェクトコードの提供を受けて改良し、使いやすくしたものを業者にも提供した場合、どのような点に留意すればよいのか	14
Q26	訓練（授業）に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たるのか	
Q27	自作のソフトウェアが偶然他人が作成したソフトウェアと似ていた場合、著作権の侵害となるのか	
Q28	フリー・ソフト、パブリック・ドメイン・ソフトは自由に使ってもよいのか	
Q29	訓練生（受講生）が訓練（授業）中に作成したプログラムの著作権は誰になるのか	13
Q30	職員が職務としてソフトウェアを作成した場合、その著作権は作成者のものとはならず、自動的に能力開発施設のものになってしまうのか	
Q31	教材として作成したソフトウェアプログラムのコピーを友人に譲渡することが許されるのか	
Q32	業者にソフトウェアの作成を委託した場合、委託者はそのソフトウェアを自由に複製することができるのか	
Q33	市販のプログラムを能力開発施設間で貸し出すことができるのか	
Q34	ネットワークを利用してソフトウェアを共有する場合、著作権者の許諾を得る必要があるのか	

＊）Q番号は調査研究報告書のものであり、本小冊子のQ番号とは異なる。また右の数は本小冊子の頁番号である。

3. インターネット利用上の注意

Q35	インターネット上のホームページの文章・写真・イラストをプリントアウトして訓練生（受講生）に配布してもよいのか	16
Q36	インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか	
Q37	訓練生（受講生）の作品をインターネット上に公開する場合、著作権法上どのような点に留意すればよいのか	
Q38	英文のホームページを翻訳して自分のホームページに掲載することは、著作権の侵害に当たるのかどうか	
Q39	当能力開発施設のホームページに、他施設のホームページのリンクを無断で張ってもよいのか	17

＊）Q番号は調査研究報告書のものであり、本小冊子のQ番号とは異なる。また右の数は本小冊子の頁番号である。

4. 知っておきたい基本的な知識

Q40	作者の著作権上の権利が他人に譲渡できるのか	
Q41	c（マルシーマーク）は、どのような意味があるのか	
Q42	企業のロゴタイプなどに小さく TM、SM、®（マルアールマーク）と記されていることがあるが、どのような意味があるのか	
Q43	著作権が保護されるのは、どれくらいの期間なのか	20
Q44	著作権を得るために、手続きが必要になるのか	19
Q45	著作権に関する国際条約にはどのようなものがあるのか	
Q46	著作権等管理事業者とは、どのような事業者のことなのか	
Q47	文献データベースを作成する場合、どのような点に留意すればよいのか	
Q48	有料のデータベースを使って資料を作成し、訓練（授業）で使う場合、どのような点に留意すればよいのか	
Q49	公的機関から発行されている数値データまたは統計データに著作権があるのか	
Q50	著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合、著作権がどうなるのか	
Q51	封印を開けると返品できないと明記されているソフトウェアを開封した場合、返却できるのか	
Q52	ソフトウェアプログラムの登録制度とはどのようなものなのか	
Q53	訓練（授業）のために作成したノート、メモをまとめて本で出版することは問題ないのか	
Q54	訓練（授業）において著作物を1つの教室だけで使用する場合と、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合とでは違いがあるのか	

＊）Q番号は調査研究報告書のものであり、本小冊子のQ番号とは異なる。また右の数は本小冊子の頁番号である。

5. 産業財産権にかかる事例

Q55	企業との共同研究において、当能力開発施設の指導員が製品のデザインを担当し、完成した作品を、企業側がコンテストに応募したところ、賞を受賞した。この作品の商標権、意匠権等は企業側が取得した場合、デザインを担当した指導員の扱いをどうしたらよいか	24
Q56	企業との共同研究に能力開発施設側から参画し、成果として特許申請を行うこととなったが、発明者の所属や氏名の扱いについてどのように対処すべきか	
Q57	ある市の産業振興の一環として観光キャラクターの作成に当能力開発施設の指導員が協力し、作成した作品が採用されることとなった。事前に市側からは、商標登録に関する説明が無かった場合、商標登録に際してどのように扱うべきか	
Q58	ある企業の特許を含んだ製品が教材として良いので、訓練生（受講生）に分解、実験、又は試作等をさせることはできるのか	23
Q59	製品化はされていないが企業の特許技術と思われるものを、教材として適当と判断したので訓練生（受講生）に再現実験で見せてもよいのか	
Q60	当能力開発施設の研究発表会において、発表を聞いていた民間企業の参加者から、「当該研究発表は、すでに他の企業から特許申請（取得）済みではないのか」との指摘があった場合、どのように対応すればよいのか	22

＊）Q番号は調査研究報告書のものであり、本小冊子のQ番号とは異なる。また右の数は本小冊子の頁番号である。

判例解説の一覧（調査研究報告書）

この一覧は、調査研究報告書（No. 138 2007）のものであり、本小冊子では、そこから抜粋・編集しています（網掛部）

N o .	分類	件名	概要	頁
1	1. 引用・複製の範囲	小学国語テスト問題事件 （東京地判平成 15 年 3 月 28 日、判時 1834 号 95 頁）	検定教科書に掲載された著作物の著作権者が、右著作物を教科書に準拠した国語テストに掲載したものに対し、国語テストの販売の差止めと損害賠償を求めた。	11
2		タウンページデータベース事件 （東京地判平成 12 年 3 月 17 日、判時 1714 号 128 頁）	N T T が自ら作成したタウンページデータベース及び職業別電話帳（タウンページ）には、データベースの著作権及び編集著作権が認められるとし、職業別データベースを作成したものに対し、その職業別データベースの作成、頒布の差止め及び損害賠償を求めた。	
3	2. ソフトウェアの取扱い	ときめきメモリアル事件 （最判平成 13 年 2 月 13 日、民集 55 卷 1 号 87 頁）	シミュレーションゲームソフトについて、パラメータを本来予定していない数値に置き換えるデータを収めたメモリーカードの使用は、そのゲームソフトの作者者の同一性保持権を侵害するかが争われた。	
4		中古ゲームソフト事件 （最判平成 14 年 4 月 25 日、民集 56 卷 4 号 808 頁）	家庭用テレビゲーム機用ソフトウェアの著作権者らが、一旦適法に販売され消費者たる需要者に購入されたソフトウェアを、購入者から買い入れて中古品として販売していたものに対し、その中古ゲームソフトの販売の差止めと損害賠償を求めた	15
5	3. インターネット利用上の注意	書籍要約無断掲載事件 （東京地判平成 13 年 12 月 3 日、判時 1768 号 116 頁）	ビジネス書籍等の著作権者が、インターネットのホームページ上に、ビジネス書等の要約文紹介サイトを開設し、会員を募って要約文のメールサービスをしていた会社に対し、その差止めと損害賠償を請求した。	18
6		掲示板転載出版事件 （東京高判平成 14 年 10 月 29 日、最高裁 HP）	ホテル関連のホームページ上の掲示板に文章を書き込んだ原告らが、その文章の一部をそのまま転載して書籍を作成した掲示板管理者で出版業者である会社らに対し、著作権侵害を理由に差止めと損害賠償を求めた。	
7	4. 知っておきたい基本的な知識	ローマの休日事件 （東京地判平成 18 年 7 月 11 日、HP 掲載）	米国パラマウントピクチャーズが、「ローマの休日」および「第 17 捕虜収容所」を複製した DVD を製造頒布していたものに対し、その差止めを求めた。	21
8		フジサンケイグループ事件 （東京高判平成 9 年 8 月 28 日、判時 1625 号 96 頁）	シンボルマークを制作することとしたフジサンケイグループが、コンペにより黒い大きな目玉のマークを描いた作品の著作権の譲渡を得たが、既に色違いの同様の目玉のマークの実名登録がなされていたので、その抹消取り消しを求めた。	
9	5. 産業財産権にかかる事例	医薬品販売差止請求事件 （最判平成 11 年 4 月 16 日、判時 1675 号 37 頁）	グアニジン安息香酸誘導体及び該誘導体を含有する抗ブラスミン剤と脾臓疾患治療剤についての発明に係る特許権を有していたものが、後発医薬品の製造販売を目的として、右特許権存続期間中に、薬事法の製造承認の申請を行うために、被告製剤を製造し、加速試験や生物学的同等性試験を行ったものに対し、その損害賠償を求めた。	
10		ポパイ商標事件 （最判平成 2 年 7 月 20 日、判時 1356 号 132 頁）	ポパイの文字と漫画からなる登録商標の商標権者を譲り受けた者が、漫画ポパイの著作権者から複製の許諾を得てポパイの文字からなる標章を使用していたものに対し、差止めと損害賠償を求めた。	25

＊）頁番号は本小冊子のものである

お知らせ

- ・能力開発研究センターについて

能力開発研究センターは、厚生労働省が所管する独立行政法人雇用・能力開発機構が職業能力開発総合大学校に設置しています。高度化に対応した訓練を含めた訓練コース、訓練技法、教材等の開発についての調査・研究を体系的に行い、これにより蓄積される各種職業能力開発に関する情報を発信していくことを目的としています。

- ・電子ファイルについて

能力開発研究センターにおける研究の成果物である調査研究報告書などは、能力開発研究センターホームページである職業能力開発ステーションサポートシステム (<http://www.tetras.uitec.ehdo.go.jp/>) にある「刊行物検索」などから、電子データ（PDF ファイル等）をダウンロードすることができます（一部除く）。



教育訓練現場における 知的財産権 Q & A

－ 著作権を中心として －

平成 19 年 3 月発行

〒 229-1196 神奈川県相模原市橋本台 4-1-1
職業能力開発総合大学校
能力開発研究センター
TEL 042-763-9046（普及促進室）
FAX 042-763-9048
<http://www.tetras.uitec.ehdo.go.jp/>